



自治体の皆様のために 東京弁護士会ができること

～自治体における未来志向の弁護士活用法～

平成23年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」は、地方自治体が自主性及び自立性を確保し、地域特性に応じた地方行政を行うことを可能にしましたが、その実現のためには、地方自治体が自主立法権を駆使し、また、自ら法令を解釈して運用する必要があります。

さらに近年は、少子高齢化によって行政からの支援を必要とする市民が増加する一方で、行政を対象とする争訟事件も増加するなど、地方自治体を取り巻く環境も著しく変化しています。

こうした状況下において、東京弁護士会は、自治体の皆様に提供できるサービス内容を取り纏めた**自治体連携プログラム**を作成するとともに、関連法規に精通する弁護士による自治体からの事務受託や、任期付公務員への就任等をさらに充実・拡大し、各自治体に対する法的支援体制を構築することにより、各自治体の「民主的にして能率的な行政の確保」及び「健全な発達」に少しでもお役に立てるよう研鑽に努めております。

本シンポジウムにおいては、**自治体及びその利用者の皆様が真に求めている法的ニーズを浮き彫りにし、東京弁護士会がこれに即した法的サービスをご提供することによって、各自治体の皆様とのさらなる連携強化を図りたい**と考えています。

自治体の皆様、奮ってご参加ください。

自治体連携プログラム



東京弁護士会のHPでも
ご覧いただけます。

[http://www.toben.or.jp/
bengoshi/jichitai/index.html](http://www.toben.or.jp/bengoshi/jichitai/index.html)

日時：2015年**2月16日(月)**

13時～15時40分（開場：12時30分）

場所：弁護士会館2階 講堂「クレオ」BC

- 第1部 首長と東京弁護士会会長との鼎談／13時05分～13時45分
- 第2部 基調報告（自治体連携プログラム）／13時45分～14時30分
- 第3部 パネルディスカッション／14時35分～15時35分



場所：弁護士会館2階 講堂「クレオ」BC
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

- アクセス：●東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」
B1-b出口より直通/A1出口より徒歩2分/C1出口より
徒歩3分
- 東京メトロ有楽町線「桜田門駅」 5番出口より徒歩8分
 - 都営三田線「日比谷駅」 日比谷公園を通り徒歩8分
 - JR「有楽町駅」 日比谷口よりお堀沿い徒歩10分

お問い合わせ：自治体連携窓口（担当：長谷川） TEL: 03-3581-2235

【プログラム】



● **第1部 首長と東京弁護士会会長との鼎談** / 13時05分～13時45分
「子ども・女性、高齢者が安心して暮らせる地域社会のために」

鼎談者 **成澤 廣修** 氏 (文京区長)
泉 房穂 氏 (兵庫県明石市長・弁護士)
高中 正彦 (東京弁護士会会長・弁護士)

● **第2部 基調報告** / 13時45分～14時30分
「自治体連携プログラムのご紹介」

当会が提供可能な法的サービスの一部を具体的にご説明いたします。

担 当 自治体等法務研究部、民事介入暴力被害者救済センター、
法教育センター、高齢者・障害者総合支援センター、
公益通報者保護特別委員会 ほか

● **第3部 パネルディスカッション** / 14時35分～15時35分
「自治体における弁護士活用の現状と展望」

パネラー **岩澤 明宏** 氏 (国立市行政管理部情報管理課課長)
浦田 博之 氏 (町田市総務部法制課課長)
船崎 まみ 氏 (多摩市総務部副参事・法曹有資格者)
西尾 政行 (東京弁護士会自治体等法務研究部部長・弁護士)
コーディネーター
伊東 健次 (東京弁護士会自治体連携PT委員・弁護士)

【お申込票】

FAX送付先

03-3581-0865

東京弁護士会 宛
自治体連携窓口

2月16日開催のシンポジウムに参加を申し込みます。

【自治体関係者】

自治体名： /参加者（代表者）：

ご所属： /参加人数： 人 /TEL：

【弁護士】

弁護士名： /登録番号： /TEL：

※集計の都合上、**1月16日まで**にご返信いただければ大変助かります（その後のお申込でももちろん結構です）。

※ご提供いただいた情報は本シンポジウムの出席管理の他、東京弁護士会が実施する自治体連携に関するお知らせの際にも利用させていただきます。